○国土交通省告示第千四百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十一日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

磯脇川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千三百九十五号で指定した同号一八に掲げる土地の区域及び平成二十年国土交通省告示第千十三号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県霧島市福山町福山

字田ノ平　二〇七番一　一号から三号

二〇七番二　四号

字大河内　七三一八番一　五号

字落平　一九三番一　六号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

御牧の小川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県西之表市安城字尾呂ノ平

二六四五番二地先道路敷　一号

二六四六番一　二号

二六五〇番二　三号

二六五二番二　四号及び五号

二六五三番　六号から八号

二六五六番二〇　九号

二六五五番一　十号

二六四八番二　十一号

二六四七番一　十二号

二六五六番五一地先道路敷　十三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

能野第2小川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県西之表市住吉字下牧内

七四九番一から七四九番三まで

七四九番五から七四九番一一まで

七五〇番及び七五一番

七五二番一及び七五二番二

七六六番一及び七六六番二

七六七番

七六八番一及び七六八番二

七七一番二

七七一番五及び七七一番六

七七四番三

七七四番八及び七七四番九

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

鹿児島県曽於市大隅町荒谷

字荒谷　七二三番及び七二四番

字鹿ノ子　一〇一〇番

字屋敷段　一三七七番二及び一三七七番三

一三七八番から一三八〇番まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大浜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

鹿児島県肝属郡南大隅町根占山本

字桃ヶ迫　六二三七番四及び六二三七番五

字桃ヶ迫東平　六二七八番一

六二八六番二

六二八七番二

六二八八番二

六二九九番二

六二九〇番二

六二九一番二

六三〇七番二

六三一〇番七から六三一〇番九まで

字二之木場

六三一〇番一二から六三一〇番一四まで

六三一〇番一六

六三一〇番二

六三一七番二から六三一七番四まで

六三一九番二

六三二二番及び六三二三番

六三二四番一から六三二四番四まで

六三二四番八

六三二五番一から六三二五番三まで

六三二六番一及び六三二六番二

六三二六番四及び六三二六番五

六三二七番イ

六三二九番二及び六三二九番三

六三三〇番及び六三三一番

六三三四番一

六三三六番四

六三三七番二

六三三八番三

六三四四番三

字東田之頭

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

厚瀬川2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字トンキャン原

一三五八番一　一号、六号及び七号

一三五八番二　二号から五号

一三五七番　八号

一三六〇番一　九号から十二号

一三六二番三　十三号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

熊太郎川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦

字古城屋敷　二三八四番三　一号及び二号

二三六四番一三　四号

二三六四番八三　七号

二三六四番三八　八号

二三六四番六九　九号

二三六四番五五　十号

二三六四番四一　十一号

二三六四番七二　十二号から十四号

二三六四番五三　十五号

字竹山ノ上　二四八五番五八　三号

二四八五番五九　五号

二三五七番一六　六号

字大琴

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

第三伊子茂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字伊子茂字作原

七三番及び七四番

七六番及び七七番

七九番から八二番まで

八七番から九二番まで

九四番及び九五番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を道路の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字伊子茂字作原

九八番二地先道路敷　一号

九六番一　二号

九四番　三号

七七番　四号

七〇番　五号

六六番一　六号

六六番地先道路敷　七号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三本松川1

(二)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第六百六十号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県霧島市福山町福山

字木場平　七〇〇番一　一号

六九四番　二号

字せメ　六八七番二　三号

六七四番一　四号

六七二番一　五号

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

粟谷の小川（1）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

鹿児島県曽於市財部町北俣字上粟谷

六二八五番

六二八六番三

六二九一番一から六二九一番三まで

六二九二番一及び六二九二番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）